

令和4年第7回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月26日（火）
午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員18人
4. 出席委員 (15人)
会 長 1番 岩崎 信一郎
会長代理 2番 松本 千代治
委 員 3番 山口 隆 4番 谷脇 文弘 5番 松崎 常俊
7番 岸本 六郎 8番 白石 幸憲 9番 福田 務
10番 葉山 諭 11番 (欠 員) 13番 辻尾 政幸
14番 朝長 久夫 15番 宮崎 壽治 17番 葉山 静子
18番 知念 近海 19番 田中 初治
5. 欠席委員 (3人)
6番 津口 祐二、12番 浦口 大輔、16番 水嶋 政明
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農地利用集積計画の決定について
議案第35号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
議案第36号 非農地通知の対象とすることの決定について
議案第37号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳
主事：松尾 唯
8. 会議の概要
事務局 只今から令和4年西海市農業委員会第7回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員18名中15名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い
いたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、4番：谷脇委員、5番：松崎委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について「1番」について説明いたします。資料は2頁となります。右下に記載のとおり、本申請地は、令和4年2月25日総会において、農振の農用地区域より除外されたもので、今回農地法第5条の規定による許可申請となったものです。物件の所在は、西彼町平原郷字樋ノ谷634番3の畑・1筆158㎡の申請となっています。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は横浜市太陽光発電業者です。使用目的は「事業用資材置場」、事由は「隣接する太陽光発電事業施設の伐採草木及び貯水池のための堆積土砂の仮置き場として利用するものです。」となっています。権利内容は「所有権移転 交換」です。

6頁をご覧ください。本申請地は黄色で塗られた所ですが、その左側にある譲り受け人所有の634番4と692番3の2筆と今回の申請地を交換する内容となっています。634番4と692番3の地目は、それぞれ原野で、面積は、634番4が98㎡、692番3が121㎡、2筆合計で219㎡となっています。

添付資料は、1頁から9頁までで、1頁に位置図、3頁に付近近況図、4・5頁に現況写真、6頁に字図、7頁に航空写真を添付しています。8頁に被害防除計画書、9頁に平面図を添付しています。8頁にもどり、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、法面の保護を行い、雨水は自然流下並びに水路放流及び貯水池に排水し、最終的にはこの事業施設は、全域フェンスで囲む内容となっています。

申請地は市道に面し、畑や山林・原野に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました1番につきまして、3番委員、補足説明をお願いします。

3 番 　　3番委員です。先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請地については、2月の総会において、農用地区域除外の承認を得ており、その後、交換という形で手続を進めていきたいということで、申請が出ております。申請代理人の行政書士に電話で確認をしたところ、許可が下り次第、速やかに所有権移転の手続を進めていきたいという旨のお話がありました。また、譲り渡し人についても、そういったお話で承認されている模様でした。また、周辺農地の状況につきましても、4頁あるいは5項の写真で確認できますように、周辺農地に特に影響を与えるというような状況ではないと思っておりますので、問題ないと思われれます。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第33号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第33号の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について、「2番」について説明いたします。資料は10頁です。譲り受け人・譲り渡し人については、議案書記載のとおりで、譲り受け人は西彼町下岳郷にお住まいの個人、譲り渡し人は西彼町風早郷にお住まいの個人です。使用目的は「駐車場」で、事由は「申請地は自宅に近く隣接しており、許可があり次第所有権を移転し、駐車場を整備して利用するもの。」となっております。権利内容は「所有権移転 売買」です。添付資料は、1頁及び10頁から16頁までで、1頁に位置図、11頁に付近近況図、12頁に現況写真、13頁に字図、14頁に航空写真を添付しています。15頁に被害防除計画書、16頁に土地利用計画図を添付しています。
13頁の字図をご覧ください。申請地は黄色く塗られた部分で、その

西隣が居宅であります。15頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま整地し、砕石を敷き利用するもので、雨水排水は自然流下、周囲の農地への特段の被害を及ぼす恐れはないとなっています。

申請地は市道に面し、畑や宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断いたします。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました2番につきまして、3番委員、補足説明をお願いします。

3 番 　　3番委員です。本申請地は、当初6番委員が補足説明をする予定でしたが、都合により出来なくなり、代わりに私がすることになりました。譲り受け人と連絡を取り、7月22日に現場を確認いたしました。申請地は、12項の写真にありますように、ちょうど市道に面しており、周辺の農地としては、市道を挟んだ反対側の道下であり、花木が植えられておりますけれども、ほとんど原野化している状態で、特に周辺に影響を与えることはない判断して帰ってきました。皆さんの審議をよろしくお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第33号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　説明前に、今回の議案の訂正で、正誤表を配布しています。申し訳ありませんが、差し替えをお願いします。それでは説明に入ります。資料の17頁をお願いします。議案第34号農用地利用集積計画の決定について、「農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する」となっています。18頁は、差し替え分をご覧ください。農地利用集積計画集計表で、今回は合意解約分2件、計4筆5,229

m²と、県公社借り入れに係る賃借権設定の一括分 3 筆 6,885 m²が計上されています。

今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。新規契約 3 筆分の賃貸借契約が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 34 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 続きまして、議案第 35 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 資料の 22 頁をお願いします。議案第 35 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、「農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので、判断を求める」となっています。資料は 22 頁から 29 頁までです。23 頁、差し替え分をご覧ください。本件は、合意解約分の 2 件 4 筆 5,229 m²を解約するもので、それぞれ解約の理由として、契約内容の更新と、受け手の都合によるものとなっており、県の農業公社は、保有しないものです。

24 頁は従来分についてです。1 番から 9 番までは、西彼町中山郷にお住まいの方が白似田の畑と田を借りるもので、畑には施設がある分はアスパラガスを、施設がないところは野菜を作付けるとのことでした。田は水稻を作付けるとのことです。10 番は大瀬戸町多以良内郷にお住まいの方が借りるもので、付近に一体的にみかんを栽培するものです。今回借り受ける各人の農業経営の状況については、26 頁及び 27 頁に記載しています。

25 頁は一括方式分についてです。1 番・2 番は大島町の農業法人が

借りて菊芋を栽培し、3番については、西海町中浦北郷にお住まいの方が借りてみかんを栽培するとのことです。28頁・29頁にそれぞれ借り受け者の農業経営状況を記載しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長　それでは、従来分の1番から9番の補足説明を3番委員にお願いします。

3番　3番委員です。借り手は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、アスパラガスを20a栽培しておられ、その他露地野菜は、ブロッコリーを作付する予定だということです。田んぼについては、水稻を作付されています。意欲的に頑張っておられる農家なので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長　続きまして、従来分の10番の補足説明を14番委員にお願いします。

14番　14番委員です。7月23日に現地確認に行きました。ここは1月の申請で別の方が借りるようになっていましたが、都合により5月に合意解約となりました。もう既にミカンが植えられています。あとは今回の受け手の方が、頑張っていきたいということでした。よろしくお願いします。

議長　続きまして、一括分の1番と2番の補足説明を17番委員にお願いします。

17番　17番委員です。7月23日に5番委員と地元推進委員と一緒に現地を確認してきました。大島の農業法人がトマトを作るのに、太田和の基盤整備地区の土地から客土をしていたそうですが、基盤整備地区からの客土はあまりよろしくないということで、基盤整備地区の役員の方が、代替地として耕作放棄地を紹介し、その場所が今回の申請地になります。当初はかなり荒れていたそうですが、大きな木を切ったりして、結構きれいな畑になっていました。担当の方に、電話で内容を確認しましたら、客土する土も形状が変わるほど取るということではなくて、表層の30cmぐらいを取って、そのあと堆肥をたっぷり入れて、芋を栽培し、次の植え替え時にまた少し土を取るというような説明がありました。それで、そんなに地形が変わるほど取るということじゃないので、別に問題はないだろうということで見てきました。以上です。

よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、一括分の3番の補足説明を5番委員にお願いいたします。

5 番 先日7月24日に、私と1番委員と地元推進委員と借り手で現地確認に行きました。借り手は、若いころは農業をしていましたが、それから会社勤めを経て、会社を退職して4、5年たった今、また元に戻ってミカン作りを始めています。申請地は3、4年前に借りた土地の隣にあります。そこを今度また開いてミカンを植えようということでした。結構広い土地で、現在は荒れて竹林になっていますが、頑張っ
てやっていますので、何も問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第35号についてそれぞれ説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第35号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第36号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料30頁をお願いします。「議案第36号非農地通知の対象とするものの決定について」を説明します。今回は通常分4件・5筆・4,892㎡と同意分12件・26筆・18,364㎡の合計延べ16件で実質14件・31筆・23,256㎡について、審議をいただきたいと思ひます。

通常分について説明します。番号1番の1筆は西彼町白崎郷の物件で、資料は31頁から35頁です。申請者は、西彼町白崎郷にお住いの方です。申請地は、33頁の現況写真のとおり雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。続きまして番号2番の1筆も西彼町白崎郷の物件で、資料は31頁及び36頁から39頁です。申請者は、西彼町白崎郷にお住いの方です。申請地は先ほどの番号1番に隣接する場所で37頁の現況写真のとおり雑草等が生い茂り原野化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

続きまして番号3番・4番の2筆は西彼町喰場郷の物件で、資料は31頁及び40頁から44頁です。申請者は、西彼町白似田郷にお住いの方です。申請地は、41頁及び42頁の現況写真のとおり雑草等が生い茂り、水田で長年耕作されていないこともあり沼地となっており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。続きまして番号5番の1筆は大瀬戸町雪浦下郷の未相続登記物件で、資料は31頁及び45頁から48頁です。申請者は、大瀬戸町雪浦下郷にお住いの方です。申請地は、46頁の現況写真のとおり雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限り特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは、1番から4番の補足説明を3番委員にお願いします。

3番 3番委員です。1番、2番につきましては、先ほどと同様に、当初6番委員が補足説明をする予定でしたが、都合により出来なくなり、代わりに私がすることになりました。申請手続については、行政書士さんのほうから申請が上がっておりまして、申請地1番につきましては、地権者がご高齢で90歳を過ぎて、もう30年来耕作していないというような状況でした。2番の地権者につきましては、農業以外の職業についておられまして、そちらのほうも、30年近く耕作はされていないということで、この件につきましては6番委員から電話で確認をとって、話を聞いてきました。7月23日に現地確認に行ってみましたが、竹や雑木等が茂っていて、どこから入っていけばいいのかというぐらい大変厳しいところだったので、非農地にして問題ないと思って確認してまいりました。

続きまして、3番と4番ですけれども、地権者は、80歳代半ばになれる方で、申請地は、44項の航空写真で見ればわかりますけれども、生コン会社の敷地のさらに奥に位置しており、三方山に塞がれておりまして、日当たりもさほどよろしいという状況ではありません。また、42項の写真からすると、さほど草も生い茂っていないような感じではありますが、先ほど事務局から説明がありましたとおり、奥のほうがかなりの範囲で沼地となっておりまして、耕作するにしてもご高齢の方にはなかなか大変だということで、もう15、6年は耕作をしていないというお話でした。また、進入路がかなり狭く、トラクターが入っていけないような状況です。そういった状況ですので、非農地にしても、特段問題ないと思ってまいりました。よろしくをお願いします。

議長 続きまして、5番の補足説明を8番委員にお願いします。

8 番 8 番委員です。この件につきましては、以前 4 月 22 日に、農業委員事務局職員と一緒に現場を確認したところであります。今回議案として上がってきましたので、7 月 23 日に改めて、地元推進委員とそれから地権者と 3 人で、現地確認を行いました。46 項の現場写真を見てもわかりますように、特に孟宗竹が生い茂り、雑木等も生い茂っているような状況で、ほぼ山林化してしまっていて、耕作地にはちょっと戻らないような状態でした。非農地として特に問題はないようですので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案 36 号の通常分についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 36 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分 1 番から 5 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 36 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 引き続き 49 頁からが同意書分になります。今回の分につきましては、令和 3 年度の農地パトロールにおいて、B 分類の判定をしている農地になります。今回 6 月 15 日以降 7 月 14 日までに受け付けた計 12 件 26 筆の非農地通知同意分について、非農地通知対象地の議案として計上しています。

説明に入ります。49 頁をご覧ください。土地の所在、地目、面積、所有者は議案書記載のとおりです。西彼町の物件は、番号 1 番から 9 番の 9 筆。西海町の物件は、10 番から 19 番の 10 筆。大瀬戸町の物件は、20 番から 26 番の 7 筆となります。資料は 51 頁に位置図、52 頁から 56 頁に配置図、57 頁から 66 頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が生い茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、

12 件・26 筆・18,364 m²について審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案 36 号の同意書分について説明がありました。同意書分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。

よって、議案第 36 号「非農地通知の対象とするものの決定について」の同意書分 1 番から 26 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 37 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　これからは別冊の議案書となります。

議案第 37 号西海市農業振興地域整備計画に関する意見について、「西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により意見を求められたので意見を求めます。」となっています。資料は別冊の 1 頁から 63 頁までとなっています。農業振興地域整備計画は市町村が策定しますが、農業委員会はその計画原案に対して意見聴取が求められています。計画変更については、おおむね 5 年ごとの基礎調査の結果によりまたは、経済事情の変動その他の情勢の推移等により必要が生じた場合に行うこととなっています。今回は、平成 29 年 5 月意見を求められており、今回、計画の変更がまとまり、農林緑推進課から農業委員会に対し意見を求められています。

資料の説明につきまして、西海ブランド振興部長と農林緑推進課より担当主事が来ておりますので、詳細につきまして説明を行います。

部 長 　　皆さん、お疲れさまです。西海ブランド振興部長です。本日は西海農業振興地域整備計画に関する、意見をお伺いしたく、参りました。昨年の 5 月にお伺いしまして、5 年に 1 回の全体見直しの中に、入りますということで、ご報告をさせていただきました。その後、農地の

所有者の皆様方にも周知をいたしまして、今後の農地以外への用途変更の計画の有無等を、調査をさせていただきまして、今、ようやくこの場におきまして、ご意見を伺うというところまで至ったところまでございます。これから、担当主事のほうからご説明をさせていただきますけれども、今回の全体見直しに係る審議のほうをどうぞよろしくお願いたします。

担当主事

議案集の別冊をご覧ください。議案第 37 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」のご説明致します。まず、農業振興地域整備計画とは、優良な農用地を守るための計画でございますが、5年に1度、策定した計画の見直しを行う必要があります。西海市では、平成 19 年度にこの計画を策定しており、令和 4 年度が計画の見直しを行う年度となっており、計画の変更を行う場合、関係機関から意見を聴取することが定められておりますので、今回、議案として提出させていただきました。3 ページをお願いします。整備計画の変更概要を記載しております。要望書の提出や市の判断に基づいて見直しを行っております。5 ページから 61 ページまで、今回の除外する農用地の一覧を掲載しております。除外の理由については、一覧に記載の通りですが、県との協議の都合上その様式にあった表記としております。62 ページをご覧ください。今回除外する農用地の合計ですが、1,409 筆、139 ha を除外することとしております。63 ページには編入する農用地を記載しております。合計 7 筆、0.5 ha の編入となっております。編入の理由としては補助事業を活用し改植事業を実施するといったことが挙げられます。

今後の予定でございますが、農業委員会をはじめ市内 JA、森林組合、土地改良区の各関係団体の意見を集約した後、県との協議を行い、令和 4 年 9 月を目標として進めております。従来は除外と編入の受け付けを 1 月と 5 月と 9 月に実施しておりましたが、今回は全体見直し期間中ということで 9 月の受け付けは行いません。令和 5 年 1 月から通常通り受け付けを開始したいと考えておりますので、地域の方からご相談等ありました際にはご案内いただければ幸いに存じます。説明は以上です。

部 長

補足説明をいたします。別冊資料の 5 頁をご覧ください。5 頁から、除外された土地の一覧表ということで、一筆ずつ記載をしておりますが、表の右側の除外理由の欄につきましては、先ほど担当が申しましたように、県との協議を経たうえでの記載となっております。今回の全体見直しにおきましては、非農地通知の制度が平成 27 年度から始まっていますが、見直し・除外をされた 1,409 筆のうち、8 割から 9 割近くが、この非農地通知の手続をされた土地となっております。その他

は、例えばこの3項でいきますと、上から4番目は長崎県の公衆用道路の敷地に農地が含まれていたものを除外するものでありまして、またその他では、今後耕作の見込みがない農地でありますとか、将来的に住宅やグループホーム等の建設予定があるというような農地を今回除外の対象としております。除外の理由としては、以上のような理由によるものであります。補足説明は以上でございます。

議 長 　　ただ今、議案第37号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

17番 　　17番委員です。除外の受付期間というのは、随時とかではなく、何月から何月までというように決まっているのですか。

担当主事 　　今回の5年に1度の全体見直しは、昨年7月と8月の2か月間受付を行っておりました。全体見直しがない年は、例年1月と5月と9月の年3回、随時見直しというものを行っております。受付期間は各月の1日から月末までです。

議 長 　　他に何かご意見等ございませんか。

10番 　　10番委員です。地域市整備計画の変更概要ですが、例えば、3項の「第1 変更を必要とする基本的理由」のところで、「さらなる農産物の生産性向上、産地育成、農家の所得向上を図るため、現状に沿った農業振興地域整備計画の総合的な見直しが必要である」という書き方をしていますが、この整備計画の変更というのは、先ほどありましたが、農地利用計画の変更だけがこの中に入っているような状況ですが、総合的に言えば、生産性向上なり産地育成とか農家の所得向上、こういったところも含めた整備計画ではないかと思いますが、ちょっとその点についてお聞きしたいと思って、質問させていただきました。

部 長 　　この農業振興地域の整備計画につきましてはですね、西海市としては、合併後の平成19年に、最初の計画を立てております。合併前につきましてはですね、だいたい昭和45年頃から、旧町ごとにそれぞれこの整備計画を立ち上げてまして、5年に1回の全体見直しということでやってきた経過があります。そういう中で、ご承知のとおり、少子化とでありますとか、農業従事者の高齢化ということもあって、利用される農地がずっと減少をしまして、それが耕作放棄地の増大ということに直結しています。そういった中で、行政側としましては、優良農地は当然確保をして、農業振興を図っていく必要があります。た

だその一方では、もう使われていない農地もあることは事実ですから、この5年に1回の全体見直しで、守るべき農地をはっきりさせて、それから今後農地としては活用の見込みが少ない部分については、農用地から除外をしていこうということで、これまでやってきました。この全体整備計画の取り組みについては、そのような動きで、これまでやってきているところでもあります。

10番 10番委員です。地域整備計画というものですから、例えば5年ごとのスパンで、その生産性向上とか産地育成とか農家の所得向上といったことも、こういった方法で総合的に取り組んでいきますよってというようなところまで含めた計画ではないということですね。私もよくわからずに質問しているのですが、地域性計画といえはそういった計画的なものが入ってくるのではないかなあとちょっと思ったものから。

部長 おっしゃるとおり、確かに地域ごとの整備計画、旧町ごとに果樹が盛んであったり、野菜が盛んであったりというところで、それぞれの地域に沿った産地計画が立てられています。また今現在進行中ですが、白崎でありますとか小迎、それから、今後工事に入っていく予定ですけども面高、それから太田和、天久保とかですね、そういった基盤整備事業の計画もありますので、そういったところは当然、今後、優良農地として守って、それから担い手への集積を進めて、農業の振興を図っていこうというところでもあります。そういった基盤整備区域につきましても、当然、農用地区域として農用地の保全に努めていくべきと考えております。以上であります。

議長 他に何かご意見等ございませんか。

議長 私から質問ですが、申請する方はそれぞれ事情があり、色々な目的があって申請されるのですが、明らかにこれは認められないというものはありましたか。

担当主事 申請したからといって、全部が全部認められるわけではなく、例えば、一団の農用地区域の中央部に申請地が位置する場合や、周縁部であっても、周囲の農地がすべて耕作中であり、そこにもし家を建てた場合に、他の農地への影響が懸念される場合は、申請前段階でお断りをしました。また、過去に圃場整備がなされており、公的資金の対象となった農地等についても同様にお断りをしました。

議 長 わかりました。他に何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 37 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」につきましては、原案どおりで「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。

議 長 次に報告事項について、事務局お願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は別冊の 64 頁からとなります。今回は農地の転用事実に関する照会 1 件について報告します。64 頁は、位置図になります。65 頁をお願いします。農地の転用事実に関する照会について報告します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への 地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。本件は、令和 4 年 7 月 7 日付け日記第 192 号分です。受付は 7 月 11 日となります。申請物件は大瀬戸町瀬戸板浦郷字小板浦の田、計 1 筆、387 m²について照会がありました。詳細の場所は、70 頁の航空写真をご覧ください。大瀬戸町の多以良トンネルの市役所側から行くとトンネル手前の国道左側になります。本件の現地調査については、去る 7 月 15 日 9 時 30 分から、7 番委員、地元推進委員 2 名と事務局担当の 4 名で行いました。65 頁の説明を行います。本件は、平成 4 年 7 月 28 日付け長崎県指令第 6210 号をもって農地法第 5 条の許可があったものです。その当時は大瀬戸町農業委員会より県に進達していますが、目的が資材置場ということで許可を受け、資材置場として使用していました。しかしながら転用の許可を受けたにも関わらず、地目の変更登記をせずに、また平成 21 年度より課税地目が宅地となっているため、その間平成 4 年 7 月から 20 年 3 月の間に鉄骨スレートの作業小屋を建てたものと思われます。関係資料は 64 頁に位置図、66 頁に付近近況図、67 頁に現況写真、68 頁に字図、69・70 頁に航空写真を添付しています。

本件は、転用の許可は得ているものの、地目変更登記の手続きを失念したもので、また永年宅地として課税されている事実もあり、所有者も亡くなられているため、原状回復命令は行わず、申請の通り非農地として 7 月 15 日に法務局に回答いたしました。事務局から報告事項の説明は以上です。

議 長 ただいまの報告について、ご意見、質問等ございませんか。
無いようでしたら、その他皆さんから何かございませんか。

議 長 次回の総会は
日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分から
場所 西海公民館 2階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会令和4年第7回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和4年7月26日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人